

高市市第1703号
令和6年12月24日

高槻市行政不服等審査会
会長 松本 和彦 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市行政不服等審査会への審議事項について（諮問）

高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 諮問件名 | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について |
| 2 業務名 | 住民基本台帳事務 |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号 |
| 4 諮問課 | 市民生活環境部市民課 |
| 5 諮問内容 | 別紙諮問書のとおり |
| 6 関係資料 | 資料1 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
資料2 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
別紙1-1 住民基本台帳事務における特定個人情報の主な流れ（現行）
別紙1-2 住民基本台帳事務における特定個人情報の主な流れ（令和8年1月以降） |

諮問書

高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する
特定個人情報保護評価書に関する事項

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
業務名	住民基本台帳事務
諮問課	市民生活環境部市民課
特定個人情報ファイルの名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳ファイル ② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	<ul style="list-style-type: none"> ① 既存住民基本台帳システム ② 住民基本台帳ネットワークシステム ③ 中間サーバ ④ 団体内統合宛名システム ⑤ コンビニ交付システム ⑥ 申請管理システム
目的・理由	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号制度では、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる内容等を、「特定個人情報保護評価書」に記載し、公表することとされています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、「住民からの意見募集」及び「第三者点検」の実施が義務付けられています。</p> <p>住民基本台帳事務については既に「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を作成しておりますが、今般、住民基本台帳システムの標準化移行に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容が変更されます。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」にあたることから、改めて評価を行うとともに、令和6年12月2日から約1か月間、住民等への意見聴取を実施したところです。</p> <p>このたび、住民等への意見聴取後の手続として、上記の「第三者点検」を実施するため、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、高槻市行政不服等審査会へ諮問するものです。</p>
処理概要	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
保護措置	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
備考	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高槻市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高槻市長

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号の変更</p> <p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活環境部 市民課 電話:072-674-7064 ファックス:072-661-6666
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施)

評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>] 接続しない(入手) [<input type="radio"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報の入手元は職権によるものを除き本人に限定されるため、届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、その上でシステムへの情報登録を行っている。 ・システムへの情報登録の際、職員によるチェックを複数回行う。また、システム上のチェック処理により、情報の誤入力があった場合は職員が把握できる仕組みになっている。 ・当該事務において利用するシステムについて、必要のない情報とのひも付けは物理的に不可能な仕組みとなっている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
	[]	

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	<p>[]</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和4年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和4年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月31日	令和3年12月31日	事後	
令和4年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月31日	令和3年12月31日	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム、申請管理システム	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話:072-674-7067	電話:072-674-7064	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	2021/12/31	2022/12/31	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	2021/12/31	2022/12/31	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	法令改正に伴う記載変更
	II しいき値判断項目 1. 対象人数	2022/12/31		事前	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	2022/12/31		事前	
	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業判断の根拠	-	十分である ・情報の入手元は職種によるものを除き本人に限定されるため、届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、その上でシステムへの情報登録を行っている。 ・システムへの情報登録の際、職員によるチェックを複数回行う。また、システム上のチェック処理により、情報の誤入力があった場合は職員が把握できる仕組みになっている。 ・当該事務において利用するシステムについて、必要のない情報とのひも付けは物理的に不可能な仕組みとなっている。	事前	様式変更による記載

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高槻市 住民基本台帳事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高槻市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号の変更 <p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>						
③対象人数	<p style="text-align: center;">[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)				
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、府、他自治体と住基ネットを通じ連携する機能 8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9. 戸籍システムとの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. コンビニ交付システムとの連携 住民票等の各種証明書に記載する情報をコンビニ交付システムと連携する 				
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム				
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム				

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ(中間サーバ端末含む)）
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 既存システム連携機能 住民票等の各種証明書の記載事項に変更又新規作成が発生した場合に、既存業務システムからデータを受信し、各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、住民票等の各種証明書データを作成し、送付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（戸籍システム、証明書交付センター）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	引越しワンストップサービスにおける転出届及び転入・転居予約データの処理状況の管理及びダウンロードを行う。 また、各種データを帳票として出力する。 住民基本台帳事務において当システムでは個人番号は利用しない。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

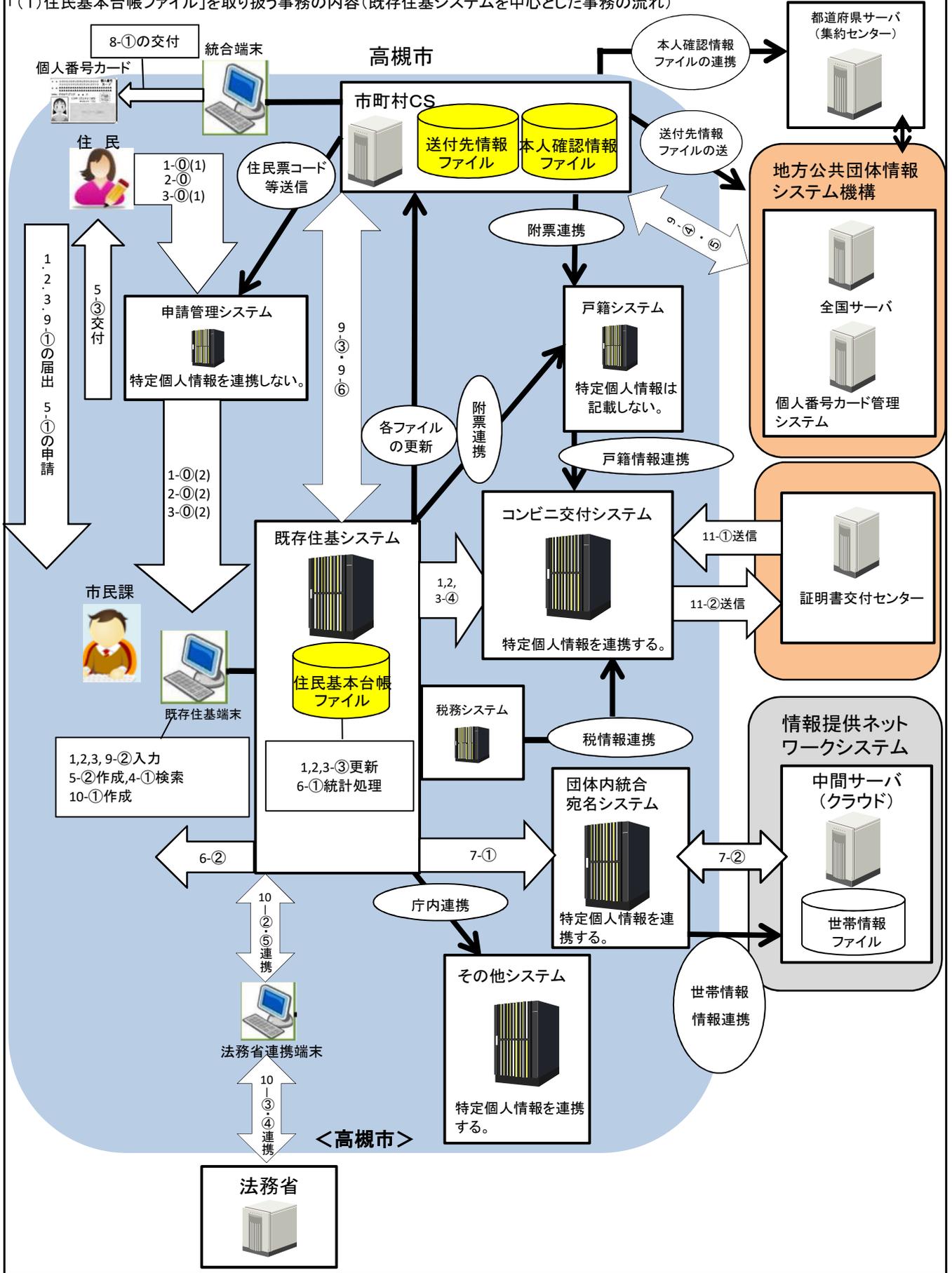
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p>1) 住民基本台帳ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">①住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。②番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。 <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>本人確認情報ファイルは転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none">①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。③申請・届出の際に提示された個人番号カードを用いた本人確認を行う。④個人番号カードを利用した転入手続を行う。⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 <p>(3) 送付先情報ファイル</p> <p>市町村が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされており(番号法第7条第1項)、通知方法としては番号省令第7条により規定された事項が記載された個人番号通知書を送付する方法により行うものとされている。</p> <p>個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付については機構が行うとされており、機構が該当事務を処理するのに必要な情報を提供する。(番号省令第23条の2、第36条)</p>
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p>住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民基本台帳の記載に関する事務

- 1-①(1).マイナンバーカードを保有する住民より転入予約に係る電子申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-①(2).住民による電子申請内容を帳票として出力する(※特定個人情報を含まない)。
- 1-②.住民より転入、出生等の届出等を受け付ける。
- 1-③.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 1-④.住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-⑤.更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

2. 住民基本台帳の記載変更に関する事務

- 2-①(1).マイナンバーカードを保有する住民より転居予約に係る電子申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-①(2).住民による電子申請内容を帳票として出力する(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②.住民より転居等の届出等を受け付ける。
- 2-③.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 2-④.住民基本台帳ファイルを更新する。
- 2-⑤.更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

3. 住民基本台帳の削除に関する事務

- 3-①(1).マイナンバーカードを保有する住民より転出に係る電子申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-①(2).住民による電子申請内容を帳票として出力する(※特定個人情報を含まない)。→3-②へ
- 3-②.住民より転出、死亡等の届出等を受け付ける。
- 3-③.既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 3-④.住民基本台帳ファイルを更新する。
- 3-⑤.更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

4. 住民基本台帳の照会

- 4-①.4情報の組合せや個人番号をキーワードとして、既存住基システム端末より住民基本台帳を検索する。

5. 帳票の発行に関する事務

- 5-①.住民より住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
- 5-②.既存住基システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。
- 5-③.発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

6. 住民基本台帳の統計

- 6-①.既存住基システムにて各種統計処理を行う。
- 6-②.既存住基システムより各種統計情報を出力する。

7. 情報連携

- 7-①.団体内統合宛名システムへの個人番号を含む世帯情報等の連携処理。
- 7-②.情報提供ネットワークシステムの中間サーバへの符号を用いた情報連携。

8. 個人番号カード交付に関する事務

- 8-①.個人番号カードの窓口交付事務。

9. 個人番号生成要求、変更要求に関する事務

- 9-①.住民から出生の届出又は個人番号変更等の届出等を受け付ける。
- 9-②.既存住基システムから個人番号の生成電文の作成を行う。
- 9-③.既存住基システムから、CSに対し、通知を行う。
- 9-④.CSから機構の個人番号管理システムへ個人番号の生成要求を通知する。
- 9-⑤.機構の個人番号管理システムから生成された個人番号がCSへ通知される。
- 9-⑥.CSにて受領した個人番号を、既存住基システムに登録する。

10. 法務省への通知事項の連携

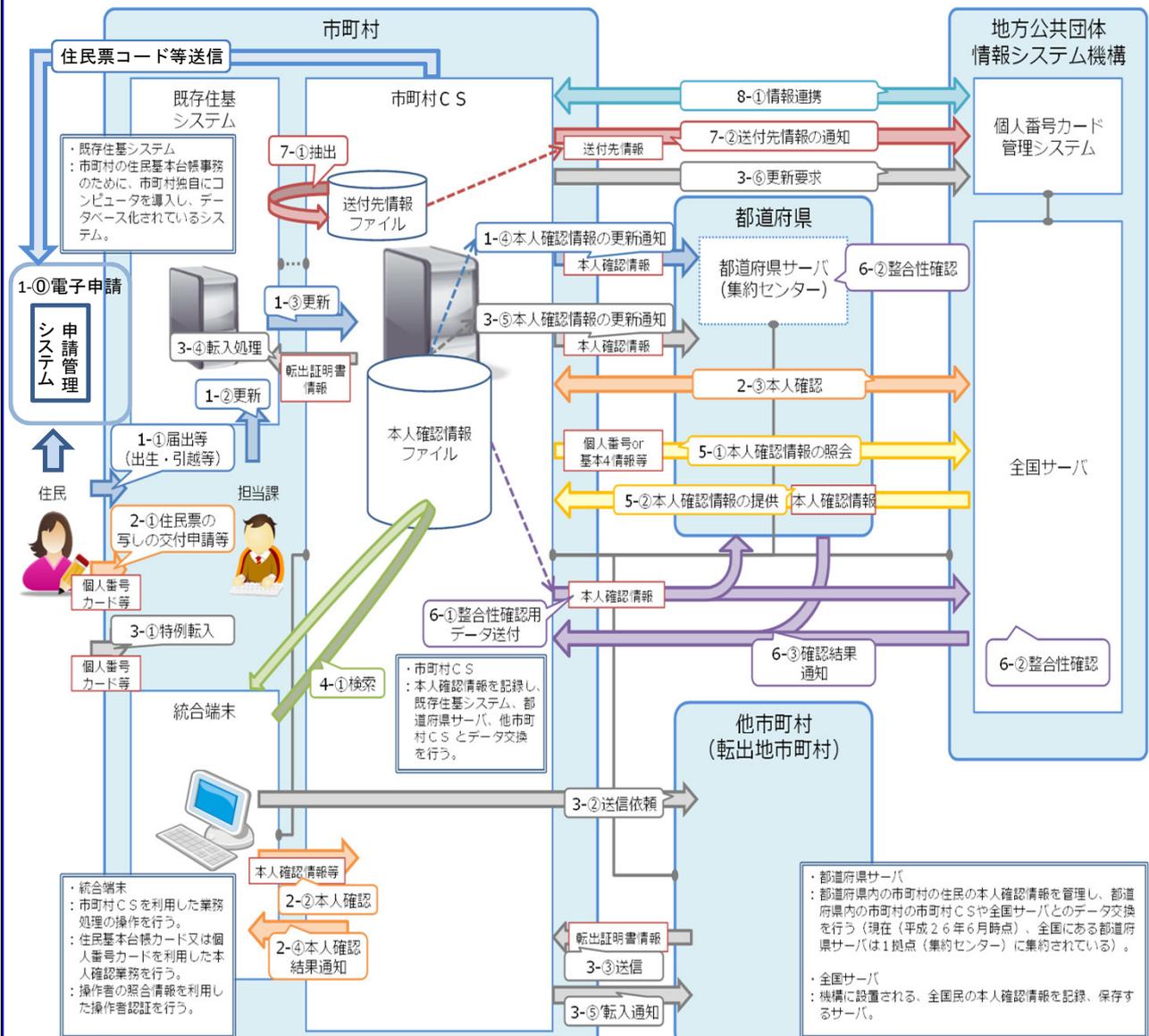
- 10-①.既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成する。
- 10-②.既存住基システムから法務省連携端末に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を連携する。
- 10-③.法務省連携端末を通じて法務省と連携する。
- 10-④.法務省から法務省連携端末に外国人住民等に関する法務省通知が通知される。
- 10-⑤.法務省連携端末から既存住基システムに外国人住民等に関する法務省通知が連携される。

11. コンビニエンスストアにおける証明書交付事務

- 11-①.証明書交付センターからコンビニ交付システムサーバに申請情報を送信する。
- 11-②.コンビニ交付システムから証明書交付センターに各種証明書のPDF形式データを送信する。

(別添1) 事務の内容

「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.マイナンバーカードを保有する住民より転入予約、転居予約、転出に係る電子申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-②.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-③.市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-④.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-⑤.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認情報結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基法第3条の規定に基づき、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録を行うことにより、住民に関する記録が適正に行われるように必要な措置を講ずることと定められている。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報、選挙投票区情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。 ・その他識別情報(内部番号)は、対象者を正確に把握することを目的とし、既存の庁内連携システムのキーワードとして使用しているため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (国民健康保険課、子ども育成課、教育指導課、長寿介護課、選挙管理委員会事務局) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③入手の時期・頻度	転入、入国等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍届の申請を受けた都度とする。								
④入手に係る妥当性	住民に関する記録は、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等によるものとされている。								
⑤本人への明示	住基法第7条第8号の2において明示されている。								
⑥使用目的 ※	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当市の区域内の全ての住民の情報を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	1. 住民管理に関する事務 ・住民の正確な記録を所持し、本市住民の基礎データとして他部署業務にて活用する。 2. 証明書発行による公証事務 ・住民票の写しを始めとした証明書発行を行い、住民の公証書類とする。 3. 庁内関係各課への情報連携 ・番号法で定められた事務に対する住民基本台帳情報の提供を行う。 4. 住基ネット連携 ・本人確認情報の送信、個人番号の取得及び送付先情報の送信をする。 ・本市と他市間で転入通知の送受信を行う。 5. 情報提供ネットワークシステム連携 ・世帯情報の提供を行う。 6. 附票連携 ・本市が本籍地である者の附票データを戸籍システムへ記録する。								
情報の突合 ※	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、通知カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。								
情報の統計分析 ※	個人番号を用いた人口統計及び統計分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし								
⑨使用開始日	平成27年10月5日								

委託事項2～5			
委託事項2	コンビニ交付システムのサービス利用		
①委託内容	コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	コンビニ交付システムと既存住基システムとの連携には専門的な知識を有する必要があるため、既存住基システム運用保守業務の委託先と同じ民間事業者に委託することで、コンビニ交付システムの安定した稼働が可能となる。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定のコンビニ交付システム端末の直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	・高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。 ・行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。		
⑥委託先名	株式会社 日立システムズ 関西支社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (46) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法別表
②提供先における用途	番号法別表に定める各事務の内、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	番号法別表に定める各事務の内、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記載されているもの
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)
提供先2～5	
提供先2	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記載されているもの
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住基法施行令第30条の5に定める住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を知事に通知する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用													
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)												
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)												
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。												
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民票の記載、消除又は変更があった際は、住民からの届出等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。												
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムから本人確認情報を入手することについては、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び総務省告示第334号(第6-6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。												
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。												
	変更の妥当性												
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>市民生活環境部市民課(各支所を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> [50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)												
使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
＜選択肢＞													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→本市CS)、受領した情報を基に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を知事に通知する(本市CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに格納された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→本市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(本市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 												
	情報の突合 ※												
	情報の統計分析 ※												
	権利利益に影響を与え得る決定 ※												

⑨使用開始日	平成27年8月11日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] () 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		
その妥当性		
③委託先における取扱者数	[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び番号省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カード交付に伴い返納することとされている。(番号法附則第6条1項) 機構は、個人番号省令第23条の2に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	・機構が当初の個人番号通知を行う準備ができたとき(当初1回のみ) ・番号法第7条の規定により個人番号を指定し、その通知をする必要が生じた都度(随時)	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、本市CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える本市CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に記載され、番号省令第7条(個人番号の通知)にてその通知方法が記載されている。 ・また、明示に関する事務処理については、番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う。	
⑥使用目的 ※	・番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→本市CS→個人番号カード管理システム(機構))。	
情報の突合 ※	・既存住基システムから入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認(最新の4情報等であることを確認)するため、機構(全国サーバ)が保有する機構保存本人確認情報との情報の突合を行う。	
情報の統計分析 ※	・送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし	
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	番号法第7条の定める個人番号の通知対象者が新たに生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1)市区町村コード、2)宛名番号、3)個人履歴番号、4)最新フラグ、5)改製番号、6)世帯番号、7)住民種別、8)住民状態、9)住民票コード、10)個人番号、11)異動年月日、12)異動届出年月日、13)届出番号、14)異動事由、15)異動区分、16)申出日、17)戸籍届出・通知日、18)記載等の種別、19)氏名、20)氏名_日本人、21)氏名_外国人ローマ字、22)氏名_外国人漢字、23)氏名_振り仮名(フリガナ)、24)氏名_振り仮名公証・フリガナ確認状況、25)氏名_氏名のカタカナ表記、26)請求日、27)旧氏、28)旧氏_フリガナ、29)通称、30)通称_フリガナ、31)氏名優先区分、32)性別、33)性別表記、34)生年月日、35)続柄表記、36)世帯主氏名、37)住所、38)住所_方書コード、39)住所_方書、40)住所_方書_フリガナ、41)住所_郵便番号、42)住民となった年月日、43)住民となった届出年月日、44)記載の異動年月日、45)記載の事由、46)転入前住所、47)転入前住所_方書、48)転入前住所_郵便番号、49)転入前住所_国名コード、50)転入前住所_国名等、51)転入前住所_国外住所、52)転入前住所_世帯主氏名、53)最終登録住所、54)最終登録住所_方書、55)最終登録住所_郵便番号、56)住所を定めた年月日、57)転居前住所、58)転居前住所_方書コード、59)転居前住所_方書、60)転居前住所_方書_フリガナ、61)転居前住所_郵便番号、62)本籍、63)戸籍_筆頭者、64)消除の事由、65)転出届出年月日、66)転出予定年月日、67)消除の届出年月日、68)消除の異動年月日、69)転入通知年月日、70)転出年月日(確定)、71)転出先住所(予定)、72)転出先住所(予定)_方書、73)転出先住所(予定)_国名コード、74)転出先住所(予定)_国名等、75)転出先住所(予定)_国外住所、76)転出先住所(予定)_郵便番号、77)転出先住所(確定)、78)転出先住所(確定)_方書、79)転出先住所(確定)_郵便番号、80)外国人住民となった年月日、81)在留カード等番号、82)国籍名等、83)第30条45規定区分、84)住居地の届出の有無、85)在留資格等コード、86)在留期間の満了の日、87)特別永住者証明書交付年月日、88)特別永住者証明書有効期限、89)統合記載欄B類型、90)履歴選択不可フラグ、91)事実上の世帯主氏名、92)通称住所_郵便番号、93)通称住所、94)通称住所、95)処理年月日、96)改製記載年月日、97)再製記載年月日、98)地区管理コード、99)住居地補正コード、100)記載順位、101)成年被後見人_該当有無、102)成年被後見人の審判確定日、103)成年被後見人の登記日、104)成年被後見人である旨を知った日、105)除票フラグ、106)除票用データベース登録年月日、107)除票の修正メモ、108)誤記修正後の氏名、109)誤記修正後の氏名の振り仮名(フリガナ)、110)誤記修正後の生年月日、111)法第30条46又は47区分、112)改製消除年月日、113)入力場所コード、114)入力場所表記、115)入力端末、116)選挙人名簿登録有無、117)国保資格有無、118)国保資格取得年月日、119)国保資格喪失年月日、120)後期高齢資格有無、121)後期高齢資格取得年月日、122)後期高齢資格喪失年月日、123)介護資格有無、124)介護資格取得年月日、125)介護資格喪失年月日、126)年金資格有無、127)基礎年金番号、128)年金資格種別、129)年金資格種別変更年月日、130)年金資格取得年月日、131)年金資格喪失年月日、132)児童手当資格区分、133)児童手当受給開始年月、134)児童手当受給終了年月、135)統合宛名フラグ、136)業務ID、137)削除フラグ、138)操作者ID、139)操作年月日、140)操作時刻、141)市区町村コード、142)宛名番号、143)履歴番号、144)最新フラグ、145)改製番号、146)統合記載欄C類型、147)通称、148)記載市区町村コード、149)記載市区町村名、150)記載年月日、151)削除市区町村コード、152)削除市区町村名、153)削除年月日、154)抑止事由、155)抑止処理対象区分、156)抑止開始年月日、157)最新フラグ、158)抑止終了年月日、159)抑止レベル、160)世帯抑止区分、161)一時解除開始年月日、162)一時解除開始時刻、163)一時解除終了年月日、164)一時解除終了時刻、165)一時解除設定操作者ID、166)カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号、167)カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号桁数、168)メモ、169)本人通知制度管理番号、170)申出年月日、171)登録年月日、172)登録満了年月日、173)通知書送付先住所_郵便番号、174)通知書送付先住所、175)通知書送付先住所_方書、176)通知書送付先住所_方書_フリガナ、177)通知書出力条件、178)通知年月日、179)交付年月日、180)交付時刻、181)交付請求者区分、182)交付請求者区分修正フラグ、183)証明書種別、184)枚数、185)支援措置開始年月日、186)支援措置終了年月日、187)支援措置区分、188)世帯抑止区分、189)支援措置管理番号、190)支援措置履歴番号、191)対象者区分、192)申出者の状況、193)支援措置対象者_氏名、194)支援措置対象者_氏名_振り仮名(フリガナ)、195)支援措置対象者_通称、196)支援措置対象者_通称_フリガナ、197)支援措置対象者_旧氏、198)支援措置対象者_旧氏_フリガナ、199)支援措置対象者_生年月日、200)支援措置対象者_性別、201)支援措置対象者_住所_郵便番号、202)支援措置対象者_住所、203)支援措置対象者_住所_方書、204)支援措置対象者_住所_方書_フリガナ、205)支援措置対象者_本籍、206)支援措置対象者_前本籍、207)支援措置対象者_連絡先電話番号、208)支援措置対象者_連絡先携帯電話番号、209)支援措置対象者_連絡先メールアドレス、210)支援措置対象者_その他、211)支援措置対象者_前住所、212)支援措置対象者_前住所_方書、213)支援措置対象者_支援措置対象者との関係、214)支援措置対象者_固定資産登録_市区町村コード、215)支援措置対象者の相手方_氏名、216)支援措置対象者の相手方_生年月日、217)支援措置対象者の相手方_性別、218)支援措置対象者の相手方_住所_郵便番号、219)支援措置対象者の相手方_住所、220)支援措置対象者の相手方_住所_方書、221)支援措置対象者の相手方_住所_国名コード、222)支援措置対象者の相手方_住所_国名等、223)支援措置対象者の相手方_住所_国外住所、224)支援措置対象者の相手方_その他、225)支援措置対象者の相手方_人数、226)支援措置対象者の相手方_11人目以降、227)支援を求める事務対象区分_住民基本台帳の閲覧(現住所)、228)支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(現住所)、229)支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(前住所等)、230)支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(本籍)、231)支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(前本籍等)、232)支援を求める事務対象区分_固定資産所在市区町村、233)支援措置対象者_転送先_市区町村コード、234)支援措置対象者_転送年月日、235)支援措置開始年月日、236)支援措置終了年月日、237)仮支援措置の有無、238)仮支援措置開始年月日、239)仮支援措置終了年月日、240)支援不要確認連絡年月日、241)当初受付_市区町村コード、242)支援措置開始年月日、243)支援措置終了年月日、244)仮支援措置の有無、245)仮支援措置開始年月日、246)仮支援措置終了年月日、247)世帯番号、248)世帯主_転出届出年月日、249)世帯主_転出予定年月日、250)転出届出日以降_世帯変更届出年月日、251)残世帯_世帯主氏名、252)残世帯_続柄コード、253)転出前_世帯主氏名、254)転出証明書等種別、255)転出証明書等発行年月日、256)国保資格有無、257)後期高齢資格有無、258)介護資格有無、259)基礎年金番号、260)年金資格種別、261)児童手当資格区分、262)市区町村コード、263)転出地_市区町村コード、264)転出証明書作成年月日、265)連番、266)申請紐付符号、267)転出証明書_操作者ID、268)操作端末ID、269)あたらしい住所_市区町村コード、270)あたらしい住所、271)いままでの住所_市区町村コード、272)いままでの住所、273)いままでの世帯主氏名、274)代表者役職名、275)代表者氏名、276)対象となる人数、277)特別永住者証明書_交付状況、278)特別永住者証明書_申請書受理番号、279)特別永住者証明書番号、280)特別永住者証明書_申請者_氏名、281)特別永住者証明書_申請者_生年月日、282)特別永住者証明書_申請者_氏名、283)特別永住者証明書_申請者_生年月日、284)

特別永住者証明書_申請者_電話番号、285)特別永住者証明書_申請者_住所_郵便番号、286)特別永住者証明書_申請者_住所、287)特別永住者証明書_申請者_住所_方書コード、288)特別永住者証明書_申請者_住所_方書、289)特別永住者証明書_申請者_住所_方書_フリガナ、290)特別永住者証明書_申請事由コード、291)特別永住者証明書_申請年月日、292)特別永住者証明書_申請場所コード、293)特別永住者証明書_申請書送付年月日、294)特別永住者証明書_申請書受領年月日、295)特別永住者証明書_申請書取下年月日、296)特別永住者証明書_交付開始年月日、297)特別永住者証明書_交付終了年月日、298)特別永住者証明書_不交付返戻情報、299)特別永住者証明書_交付場所コード、300)特別永住者証明書_返納年月日、301)特別永住者証明書_返納場所コード、302)特別永住者証明書_許可区分、303)特別永住者証明書_許可番号、304)特別永住者証明書_許可年月日、305)特別永住者証明書_関連メモ、306)個人番号カード_運用状況、307)個人番号カード_有効期限、308)個人番号カード_回収年月日、309)個人番号カード_抽出年月日、310)処理年月日、311)通番処理番号、312)宛先印刷区分、313)送付先_住所_郵便番号、314)送付先_住所、315)送付先_氏名、316)送付元_市区町村コード、317)送付元_市区町村名、318)送付元_市区町村_住所_郵便番号、319)送付元_市区町村_住所、320)送付元_電話番号、321)交付場所名、322)交付場所_住所_郵便番号、323)交付場所_住所、324)交付場所_電話番号、325)送付場所名、326)送付場所_住所_郵便番号、327)送付場所_住所、328)送付場所_電話番号、329)発行通番、330)交付時刻、331)発行番号、332)交付場所、333)交付区分、334)証明書種別、335)記載事項、336)枚数、337)端末名、378)処分情報、379)手数料有無、380)空き住民票コード

(2) 本人確認情報ファイル

1)住民票コード、2)漢字氏名、3)外字数(氏名)、4)ふりがな氏名、5)清音化かな氏名、6)生年月日、7)性別、8)市町村コード、9)大字・字コード、10)郵便番号、11)住所、12)外字数(住所)、13)個人番号、14)住民となった日、15)住所を定めた日、16)届出の年月日、17)市町村コード(転入前)、18)転入前住所、19)外字数(転入前住所)、20)続柄、21)異動事由、22)異動年月日、23)異動事由詳細、24)旧住民票コード、25)住民票コード使用年月日、26)依頼管理番号、27)操作者ID、28)操作端末ID、29)更新順番号、30)異常時更新順番号、31)更新禁止フラグ、32)予定者フラグ、33)排他フラグ、34)外字フラグ、35)レコード状況フラグ、36)タイムスタンプ、37)旧氏 漢字、38)旧氏 外字数、39)旧氏 ふりがな、40)旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1)送付先管理番号、2)送付先郵便番号、3)送付先住所 漢字項目長、4)送付先住所 漢字、5)送付先住所 漢字外字数、6)送付先氏名 漢字項目長、7)送付先氏名 漢字、8)送付先氏名 漢字 外字数、9)市町村コード、10)市町村名 項目長、11)市町村名、12)市町村郵便番号、13)市町村住所 項目長、14)市町村住所、15)市町村住所 外字数、16)市町村電話番号、17)交付場所名 項目長、18)交付場所名、19)交付場所名 外字数、20)交付場所郵便番号、21)交付場所住所 項目長、22)交付場所住所、23)交付場所住所 外字数、24)交付場所電話番号、25)カード送付場所名 項目長、26)カード送付場所名、27)カード送付場所名 外字数、28)カード送付場所郵便番号、29)カード送付場所住所 項目長、30)カード送付場所住所、31)カード送付場所住所 外字数、32)カード送付場所電話番号、33)対象となる人数、34)処理年月日、35)操作者ID、36)操作端末ID、37)印刷区分、38)住民票コード、39)氏名 漢字項目長、40)氏名 漢字、41)氏名 漢字 外字数、42)氏名 かな項目長、43)氏名 かな、44)郵便番号、45)住所 項目長、46)住所、47)住所 外字数、48)生年月日、49)性別、50)個人番号、51)第30条の45に規定する区分、52)在留期間の満了の日、53)代替文字変換結果、54)代替文字氏名 項目長、55)代替文字氏名、56)代替文字住所 項目長、57)代替文字住所、58)代替文字氏名位置情報、59)代替文字住所位置情報、60)外字フラグ、61)外字パターン、62)旧氏 漢字、63)旧氏 外字数、64)旧氏 ふりがな、65)旧氏 外字変更連番、66)ローマ字 氏名、67)ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手元は職権によるものを除き本人に限定されるため、届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、その上でシステムへの情報登録を行っている。 届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 コンビニ交付システムは、個人番号カードを使用して認証を受けた本人及び同一世帯人からの交付請求に対してのみ証明書の発行を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 届出人が記入すべき部分を明示した様式の届出書としている。 届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を記録者(入力者)以外の者が照合を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住基法第27条の規定に基づき、住民異動届出については、書面にて本人又は代理人によるものに限定し、受領の際は必ず本人若しくは代理人の本人確認、委任状の確認を実施している。 システムを利用する必要がある職員を特定し、既存住基端末のログイン時にICカードによる認証を実施する。その後、システム起動時にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 写真入りの官公庁発行の本人確認書類となるものの提示を求める。 写真なしの官公庁発行の資格証(保険証等)と住基情報等の聞取りを行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード又は通知カード及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第1条第1項に規定された本人確認のための書類の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号カード又は通知カード及び規則第1条第1項に規定された本人確認のための書類の提示がない場合は、住基ネットにより本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 代理人による届出の場合は、規則第6条の規定に基づいた書類の提示などで代理人の本人確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入手した情報は速やかに本ファイルに記録をし、さらに目視帳票(確認帳票)にて記録者以外の者がチェックを行う。 記録誤りがあった場合は直ちに修正を行い、再度目視帳票にて記録者以外の者がチェックを行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保存期限まで保管する。 届出書等は、一定の期間保管後溶解処理を行っている。 既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報とのひも付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムと住基ネット間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。また、既存住基システムが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。 ・戸籍システムでは個人番号を用いた連携を行わない仕組みとする。また、戸籍システムには特定個人情報を保有しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、既存住基端末のログイン時にICカードによる認証を実施する。その後、システム起動時にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
	<ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制限している。 ・コンビニ交付システムでは保有する住民基本台帳ファイルの操作や保存を行うことができないよう、システムで制御されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は行わない。 		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、高槻市情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム管理者は特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の仕様書等において、委託業務実施場所を情報戦略室又は本市が指定する市庁舎内に限定し、外部への持出しを禁止している。 ・委託契約の立入調査条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施場所を情報戦略室又は本市が指定する市庁舎内に限定しており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託は行わない。 ・委託契約の立入調査条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	高槻市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複製し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約により許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム上での庁内連携により特定個人情報を提供・移転する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせている。 ・提供方法が紙ベースとなる場合は、日時、請求先、請求事由、提供内容、提供数、提供した職員氏名を記録している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 ・データにより特定個人情報を受け渡す場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により記録し、双方で保管する。また、書面による記録がされているかを定期的に確認する。	
その他の措置の内容	・庁内連携システムにおけるデータの移転は認められた移転先からのみとする。その上でアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないようにシステム上でアクセス制御を行う。 ・データにより特定個人情報を受け渡す場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により明確にし、記録する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、システム上にて担保されている。 ・紙ベースにて提供等を行う場合は、発送等に際し、複数の者が申請書と突合し、送付先及び提供内容などを確認の上処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の機能。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、中間サーバに接続許可対象として登録することで、中間サーバへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムにおける措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みで担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、情報提供相手が中間サーバであることを確認後、情報提供している。 ・団体内統合宛名システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバであることを確認している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><高槻市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室については、入退室管理(ICカード認証、監視カメラの設置)を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転(部分的に停止させた状態で稼働)を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。 <p><クラウド環境における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築している。 その環境には認可された者だけがアクセスできるよう設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理などの適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、持ち込みおよび持ち出しできないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・既存住基端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><クラウド環境における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ・システム保守事業者はネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、クラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド環境ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウド事業者は、クラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・システム保守事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・クラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・システム保守事業者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	(消去を行わない理由) ・本市では、住民基本台帳のデータが、他業務における個人特定の基礎資料として利用されている。このため、特定の期間で消去してしまうと、税の収納事務などで不都合を生じるおそれがある。 (コンビニ交付システムにおける消去手順) ・コンビニ交付システムに関しては、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は消去すべきデータについて論理削除を行い特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップすることにより、物理削除も行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・住民基本台帳事務においては、最新の情報のみならず、その履歴についても情報を持つことが求められている。このため、古い情報の修正等に関する操作権限は限られた者に限定し、誤操作によるデータ消去等を行わないようにしている。</p>		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手できている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・番号法第16条の規定に基づき個人番号カードの提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合には、本市CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正の作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の生体認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメント(サーバを構成する個々のネットワークやコンピュータ上で一度にアクセスできる連続した領域)にあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、統合端末のログイン時に生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供の記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 ・システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても、記録を残すことにしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供については、番号法及び住基法並びに高槻市個人情報保護条例の規定に基づき定められた事項について行う。 ・都道府県サーバと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。	
その他の措置の内容	・「電算機室等への入退室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と本市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を、適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、本市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合、当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電算機室については、入退室管理(ICカード認証、監視カメラの設置)を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転(部分的に停止させた状態で稼働)を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・統合端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(3) 送付先情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから、住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を、適切に受信できることをシステムにより担保する。 送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 操作者の生体認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメント(サーバを構成する個々のネットワークやコンピュータ上で一度にアクセスできる連続した領域)にあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、統合端末のログイン時に生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先情報を扱うシステム操作履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制限している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 ・システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても、記録を残すことにしている。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の移転・提供については、番号法及び住基法並びに高槻市個人情報保護条例の規定に基づき定められた事項について行う。 ・都道府県サーバと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「電算機室等への入退室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・媒体への出力が必要な場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電算機室については、入退室管理(ICカード認証、監視カメラの設置)を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転(部分的に停止させた状態で稼働)を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・統合端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回以上部署内にてチェックを実施する。 ・本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを確認する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。 <p><クラウド環境における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、本人の申請又は職権により速やかに個人番号の変更を行う。 <p><クラウド環境における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド提供事業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<p>・市ホームページにて評価書データを掲載および市役所本館、富田・三箇牧・樫田支所に評価書冊子を配架した。</p> <p>・意見聴取は市ホームページ上の簡易電子申込フォーム、郵便または窓口で受け付けした。</p>
②実施日・期間	令和6年12月2日から令和7年1月6日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月5日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステム	②法令上の根拠 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、	・74、85の2 追加 ・117 削除	事後	根拠法令の誤記載
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	⑦使用の主体 →市民生活部市民課(各支所、各行政サービス)	各行政サービスコーナー 削除	事後	事前の提出・公表が義務付けられない変更
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	提供先21以降を別紙記載	全提供先を別紙1に記載	事後	表記方法の変更
平成31年2月5日	同上		⑦時期・頻度 →全移転先「異動事由発生時の都度(随時)」に	事後	提供先人数の誤記載
平成31年2月5日	別紙1	提供先6(番号法別表第二の8)「提供先における用途」	(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番8「事務」	事後	事務内容の表現を変更
平成31年2月5日	別紙1	提供先55、56、57	削除	事後	提供先の誤記載
平成31年2月5日	別紙1		(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番74、85の2	事後	提供先の追加
平成31年2月5日	別紙1	提供先9(番号法別表第二の120)	(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番119	事後	提供先根拠法令の誤記載
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	移転先21移行を別紙記載	全移転先を別紙2に記載	事後	表記方法の変更
平成31年2月5日	同上		④移転する情報の対象となる本人の数 →全移転先「10万人以上100万人未満」に変	事後	移転先人数の誤記載
平成31年2月5日	同上		⑦時期・頻度 →全移転先「異動事由発生時の都度(随時)」に	事後	移転の時期・頻度の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先26(番号法別表第一41) →長寿生きがい課	(別紙2)番号法別表第1に定める事務 項番41 →長寿介護課	事後	課名の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先43(番号法別表第一68) →介護保険課	(別紙2)番号法別表第1に定める事務 項番68 →長寿介護課(合体)	事後	課の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先17、20、25、27、33、35、36、48、51	削除	事後	移転先の誤記載
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル	③対象となる本人の範囲 →住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住	事後	表現の変更
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル	⑦使用の主体 使用部署 →市民生活部市民課	市民生活部市民課(各支所を含む)	事後	表現の変更
平成31年2月5日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	宛名システムにおける措置の内容 →(略)統合宛名システムへは個人番号、氏名	統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みで	事後	「予定」を削除
令和2年2月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	②システムの機能 4. 本人確認情報検索	②システムの機能 4. 本人確認情報検索	事後	現行の仕様に合わせて変更
令和2年2月20日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取	(2)本人確認情報ファイル ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイル及	(2)本人確認情報ファイル ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機密保	事後	記載誤りのため
令和2年2月20日	I 基本情報 5. 個人情報の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更など
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2)	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける	事後	特定個人情報を含まない手続きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2)	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける	事後	特定個人情報を含まない手続きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2)	3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を	3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を	事後	特定個人情報を含まない手続きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2)	4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人	事後	現行の仕様に合わせて変更
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2)	機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	事後	検索キーワードは、個人番号と4情報に限られないため。
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	本市住民基本台帳に記載する時点での入手となることから上記方法、時期、頻度となる。	住民に関する記録は、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等によるものとされて	事後	本欄の趣旨に合わせて修正
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。	住基法第7条(住民票の記載事項)第8号の2において明示されている。	事後	項番を追加
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル	住基法に基づき常に正確な住民基本台帳への記載を行い、管理する。	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当時の区域内の全ての住民の	事後	本欄の趣旨に合わせて修正
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確	事後	現行の仕様に合わせて変更
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル	都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。	住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	事後	提供先における用途は、都道府県の執行機関に対する
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル	送付先に係る情報に係る情報を記録する	送付先に係る情報を記録する	事後	記載誤りのため。
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要	以下項目を追加し、追加した項目以降の通番を順次繰り下げる。	以下項目を追加し、追加した項目以降の通番を順次繰り下げる。	事後	住民基本台帳法施行令等により、記録項目に変更が生
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31
令和2年2月20日	III (2)-2 リスク4	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシ	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日	事後	当該情報は、提供だけでなく、移転についても記載する必要が
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	事後	市町村CSから都道府県サーバへの情報の受け渡しは、
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保す	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを	事後	提供だけでなく、移転についても当てる項目のため。
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	事後	市町村CSから都道府県サーバへの情報の受け渡しは、
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステ	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステ	事後	現行の仕様に合わせて変更
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	システムを操作した履歴	送付先情報を扱うシステムの操作履歴	事後	記載を詳細にするため
令和2年2月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対応	・特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置	・特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置	事後	現行の仕様に合わせて変更
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務課	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室	事後	所管課名変更のため
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取	意見の申出等については、市民課及び法務課にて相談、受付を行う。	意見の申出等については、市民課及び法務ガバナンス室にて相談、受付を行う。	事後	所管課名変更のため
令和2年2月20日	全般	「基本4情報」「4情報」	「4情報」に統一	事後	記載要領中で用いる用語の表記ゆれを解消するため。
令和2年2月20日	全般	総務省告示第334号	平成14年6月10日総務省告示第334号	事後	参照する告示を一意に特定する必要があるため。
令和2年2月20日	全般	市民生活部市民課	市民生活環境部市民課	事後	所管課名変更のため
令和4年12月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	通知カード	個人番号通知書	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取	市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知	市町村が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされており(番号法別表第二における情報提供の根拠)	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステム	・第三者欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、全システムのサーバが本市庁舎内に置かれていた。	・第三者欄(情報提供者)が「市区町村」の欄のうち、各システムを、サーバが市庁舎内に設置されるものとクラウド環境に設置するものに分	事後	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(平成31
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	109)データ	109)データ→109)街区情報(街区データ)に変更	事後	・戸籍システム、団体内統合宛名シ
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他人確認書	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、通知カード若しくは個人番号通知書とそ	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	株式会社 日立製作所 関西支社	株式会社 日立システムズ 関西支社	事後	現行の状況に合わせた変更
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている(35)件	提供を行っている(58)件	事後	委託契約先変更のため。
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている(45)件	移転を行っている(47)件	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により変更
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>	<クラウド環境における措置>	事前	クラウド環境における措置をまとめて記載するため。
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・中間サーバ・プラットフォームはデータセンター	・クラウド環境はデータセンターに設置しており、	事後	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(令和元
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	5年間保存する。	150年間保存する。	事後	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(令和元
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	<高槻市における措置>	<高槻市における措置>	事前	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(令和元
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	(略)コンビニ交付システムのサーバ更改時には	(略)コンビニ交付システムのサーバ更改時には	事後	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(令和元
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	住基法施行令第34条第3項	住基法施行令第34条第2項	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び番号省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	[O]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[O]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、通知カード及	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に明示されている。	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に記載され、番号省令第7条(個人番号の通	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	・番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の	・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務)	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基	事後	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送	番号法第7条の定める個人番号の通知対象者が新たに生じた都度提供する。	事後	現行の状況に合わせた変更
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	ユーザIDカードによる識別	ユーザIDによる識別	事後	カードをリーダーで読み取る方式から、ユーザIDを手入力
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う。	削除	事後	現行の状況に合わせた変更
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	身分証明書となるものの提示を求める。	本人確認書類となるものの提示を求める。	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	規則第1条第1項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以	事後	規則を明確にしていなかったため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	ユーザIDカードによる識別	ユーザIDによる識別	事後	カードを読み取る方式から、ユーザIDを手入力する方式
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	研修を行っていく。	研修を行っている。	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	IT政策課	情報戦略室	事後	課名変更
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	IT政策課	情報戦略室	事後	課名変更
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	センシティブな特定個人情報	特定個人情報	事後	表現の変更
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	中間サーバ・プラットフォーム	クラウド環境	事前	クラウド環境における措置をまとめて記載するため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	中間サーバ・プラットフォーム	クラウド環境	事前	クラウド環境における措置をまとめて記載するため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・既存住基システムの当該個人データ内で生存時と同様に保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項	事後	1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	身分証明書	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	提供・移転	提供	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	移転・提供	提供	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	提供・移転	提供	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	身分証明書	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
令和4年12月27日	別紙1	-	別紙1のとおり	事後	内容を精査したうえ修正
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号9)	移転先通し番号9(番号法別表第一-10)→1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により変更
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号24)	→請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童	請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童、届出を行う者、所得状況届出児童、現況届出児	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により追加
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号35)	移転先通し番号34(番号法別表第一-68)→1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により追加
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号41)	移転先通し番号39(高槻市条例別表第一)→健康福祉部国民健康保険課	健康福祉部障がい福祉課	事後	所管課の変更
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号10)	-	(番号法別表第一-10)健康福祉部健康づくり推進課	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により追加
令和4年12月27日	別紙2(移転先通し番号39)	-	(番号法別表第一-93の2)健康福祉部保健予防課	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により追加
令和5年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人	個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	-	9. 申請管理システムへの情報送信 引越しワンストップサービスにおける転出届及	事前	引越しワンストップサービス開始に伴う申請管理システムの
令和5年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	個人番号カード管理システム	個人番号カード管理システム、申請管理システム	事前	引越しワンストップサービス開始に伴う申請管理システムの
令和5年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	-	各項目に記載のとおり →追加	事前	引越しワンストップサービス開始に伴う申請管理システムの
令和5年1月31日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(1)	-	1-①(1)マイナンバーカードを保有する住民より 転入予約に係る電子申請を受け付ける(※特定	事前	引越しワンストップサービスによる転入に係る受付フローを
令和5年1月31日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(1)	-	2-①(1)マイナンバーカードを保有する住民より 転居予約に係る電子申請を受け付ける(※特定	事前	引越しワンストップサービスによる転居に係る受付フローを
令和5年1月31日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(1)	-	3-①(1)マイナンバーカードを保有する住民より 転出に係る電子申請を受け付ける(※特定個人	事前	引越しワンストップサービスによる転出に係る受付フローを
令和5年1月31日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(2)	-	1-①(1)マイナンバーカードを保有する住民より 転入予約、転居予約、転出に係る電子申請を受け	事前	引越しワンストップサービスによる転入・転居・転出に係る受
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	法令改正に伴う記載変更
	I 基本情報 (別添1) 事務内容(1)	(現行既存住基システムを中心としたシステム構成図)	別添1のとおり	事前	既存住基システムの標準化およびクラウド環境移行による記載変更
	I 基本情報 (別添1) 事務内容(1) (備考) 10. 法務省への通知事項の作成	-	10-④ 法務省から法務省連携端末に外国人住民等に関する法務省通知が通知される。 10-⑤ 法務省連携端末から既存住基システムに外国人住民等に関する法務省通知が連携される。	事前	既存住基システムの標準化による追記
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 業務関係情報	医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、その他(戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報)	医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、その他(戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報、選挙投票区情報)	事前	既存住基システムの標準化による追記
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 実施期間内の他部署、行政機関・独立行政法人等	・実施期間内の他部署 記載なし ・行政機関・独立行政法人等 地方公共団体情報システム機構	・実施期間内の他部署 国民健康保険課、子ども育成課、教育指導課、長寿介護課、選挙管理委員会事務局 ・行政機関・独立行政法人等 地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁	事前	既存住基システムの標準化による修正および追記
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	株式会社 日立システムズ 関西支社	事前	委託先変更により記載変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(委託事項2 電子計算機システムのオペレーション業務委託)	削除	事前	既存住基システムの標準化による運用変更に伴う削除
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(58)件 移転を行っている(47)件	提供を行っている(60)件 移転を行っている(46)件	事前	法令改正に伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5. 特定個人情報の提供・移転提供先1	提供先1 番号法別表第2(第19条関係)に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法別表第2の各項 ②提供先における用途 番号法別表第2に定める各事務 ③提供する情報 住基法第7条第4号に規定する事項(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄。番号法別表第二第4欄にいう「住民票関係情報」。)	提供先1 番号法第19条第8号に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法別表 ②提供先における用途 番号法別表に定める各事務の内、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務 ③提供する情報 番号法別表に定める各事務の内、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める住民票関係情報	事前	法令改正に伴う記載変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5. 特定個人情報の提供・移転移転先1	移転先1 番号法別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照) ①法令上の根拠 番号法別表第1 ②提供先における用途 番号法別表第1に定める各事務	移転先1 番号法別表に定める事務実施所管課(別紙2参照) ①法令上の根拠 番号法別表 ②提供先における用途 番号法別表に定める各事務	事前	法令改正に伴う記載変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<クラウド環境における措置> ・クラウド環境はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存され、バックアップはクラウド環境内に保存される。	<クラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 ・クラウド事業者は、政府が求めるセキュリティ基準を満たす事業者を示す制度「ISMAP」のリストに登録されており、セキュリティ管理策を適切に実施している。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	既存住基システムの標準化およびクラウド環境移行による記載変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<クラウド環境における措置> ・中間サーバ・プラットフォームについて、特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・コンビニ交付システムについて、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップする。	<クラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データはクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において確実にデータを消去する。 ・コンビニ交付システムについて、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップする。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	既存住基システムの標準化およびクラウド環境移行による記載変更
	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (現行既存住基システムで保有する215項目)	別添2のとおり	事前	既存住基システムの標準化およびクラウド環境移行による記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。	・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。	事前	法令改正に伴う記載変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.リスク1 ⑤物理的対策	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウド環境をデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築している。 その環境には認可された者だけがアクセスできるように設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理などの適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、持ち込みおよび持ち出しできないこととしている。	事前	既存基システムの標準化およびクラウド環境移行による修正および追記
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.リスク1 ⑥技術的対策	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウド環境ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウド環境では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ・システム保守事業者はネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、クラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド環境ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウド事業者は、クラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・システム保守事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・クラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・システム保守事業者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	既存基システムの標準化およびクラウド環境移行による修正および追記
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	-	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	既存基システムの標準化およびクラウド環境移行による追記
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	-	＜クラウド環境における措置＞ ・クラウド提供事業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。	事前	既存基システムの標準化およびクラウド環境移行による追記
	別紙1	-	別紙1のとおり	事前	法令改正に伴う記載変更
	別紙2	-	別紙2のとおり	事前	法令改正に伴う記載変更
	別紙3	-	別紙3のとおり	事前	既存基システムの標準化およびクラウド環境移行による新規作成

別紙1 特定個人情報の提供（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務）

項番及び情報照会者		事務	特定個人情報
1	1 厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって第三条で定めるもの
2	2 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	住民票関係情報であって第四条で定めるもの
3	3 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	住民票関係情報であって第五条で定めるもの
4	5 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	住民票関係情報であって第七条で定めるもの
5	7 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	住民票関係情報であって第九条で定めるもの
6	11 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第十三条で定めるもの
7	13 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
8	15 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第十七条で定めるもの
9	20 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第二十二条で定めるもの
10	28 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
11	37 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十九条で定めるもの
12	39 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
13	48 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
14	53 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
15	57 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
16	58 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
17	59 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
18	63 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
19	65 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十七条で定めるもの
20	66 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
21	69 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十一条で定めるもの
22	73 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
23	75 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十七条で定めるもの
24	76 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
25	81 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十三条で定めるもの
26	83 地方公務員共済組合	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十五条で定めるもの

27	84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
28	86	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十八条で定めるもの
29	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十九条で定めるもの
30	91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
31	92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	住民票関係情報であって九十四条で定めるもの
32	96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
33	106	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第八八条で定めるもの	住民票関係情報であって第八八条で定めるもの
34	108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第十十条で定めるもの	住民票関係情報であって第十十条で定めるもの
35	110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第十二条で定めるもの
36	112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第十四条で定めるもの
37	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第十七条で定めるもの
38	118	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第二十條で定めるもの	住民票関係情報であって第二十條で定めるもの
39	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第二十六条で定めるもの
40	129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十一条で定めるもの
41	130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第三十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十二条で定めるもの
42	132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十四条で定めるもの
43	136	都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第三十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十八条で定めるもの
44	137	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十九条で定めるもの
45	138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第四十条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十条で定めるもの
46	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十三条で定めるもの
47	142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第四十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十四条で定めるもの
48	144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第四十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十六条で定めるもの

49	149	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十一条で定めるもの
50	150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十二条で定めるもの
51	151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
52	152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
53	155	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十七条で定めるもの
54	156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
55	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
56	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）」	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
57	163	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
58	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
59	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
60	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの

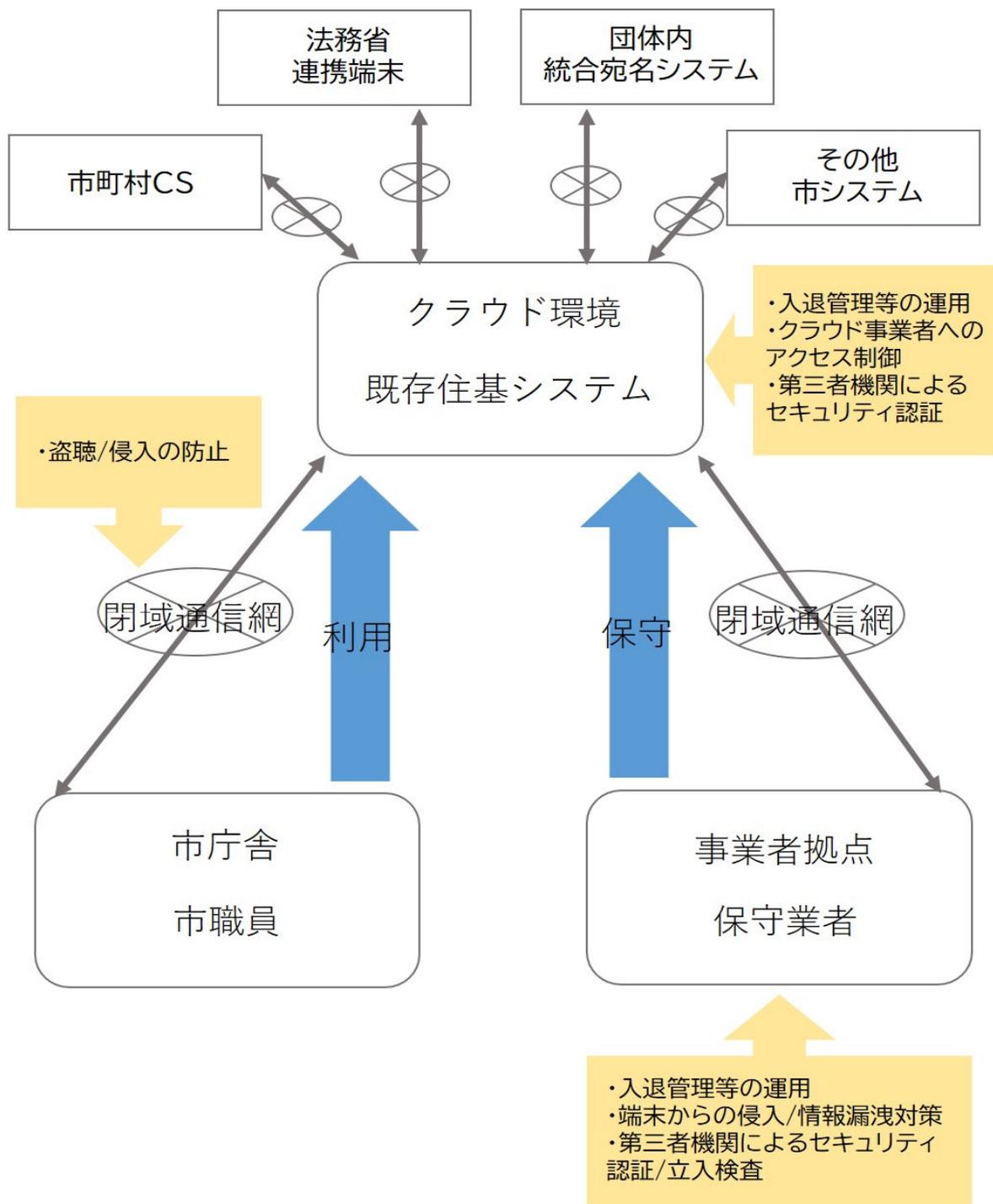
別紙2 特定個人情報の移転

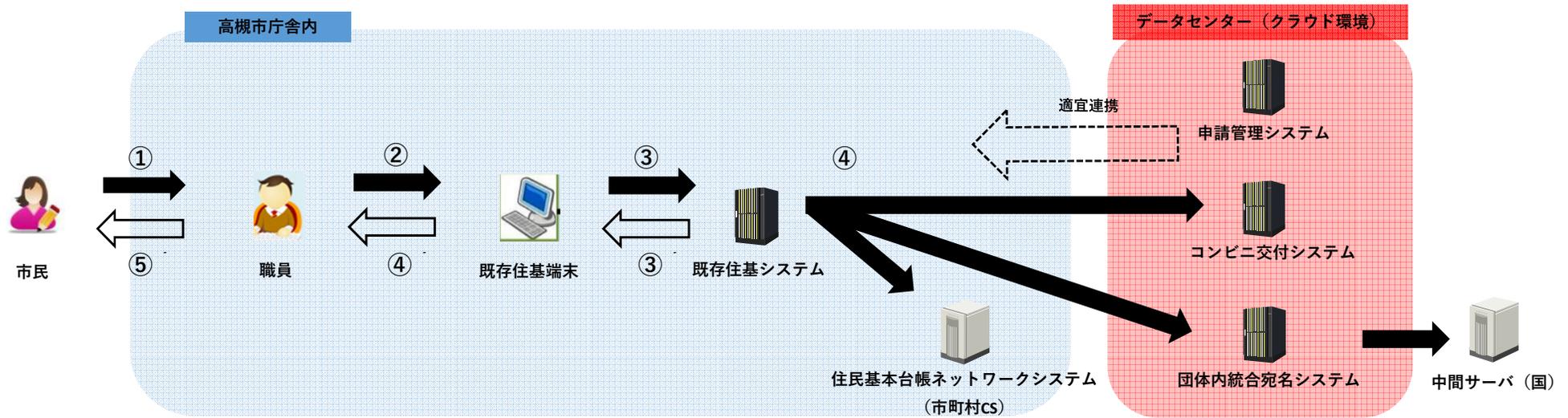
	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	子ども未来部子ども保健課 番号法別表8の項	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る小児慢性特定疾病児童等、保護者、医療費支給認定基準世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)
2	健康福祉部保健予防課 番号法別表8の項	児童福祉法による結核罹患児童療養の給付事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)
3	子ども未来部子育て総合支援センター 番号法別表9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる障害児、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
4	子ども未来部子育て総合支援センター 番号法別表9の項	児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る障害児の保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
5	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表9の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
6	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表9の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
7	子ども未来部子ども育成課 番号法別表10の項	児童福祉法による助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	助産師、保護児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	事由発生の都度(随時)
8	子ども未来部子ども保健課 番号法別表14の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
9	健康福祉部保健予防課 番号法別表14の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
10	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
11	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表21の項	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度(随時)
12	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表23の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	被保護者、被保護者であった者	庁内連携システム	事由発生の都度(随時)
13	総務部市民税課 番号法別表24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用する事務の対象となる者	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)
14	総務部資産税課 番号法別表24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用する事務の対象となる者	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)
15	総務部収納課 番号法別表24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用する事務の対象となる者	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)
16	総務部税制課 番号法別表24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する事務に使用する事務の対象となる者	庁内連携システム	異動事由発生の都度(随時)

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
17	都市創造部住宅課 番号法別表27の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	市営住宅入居希望があったとき及びその他必要が生じた都度（随時）
18	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表44の項	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生都度（随時）
19	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
20	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表51の項	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
21	都市創造部住宅課 番号法別表52の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
22	子ども未来部子ども育成課 番号法別表56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童、届出を行う者、所得状況届出児童、現況届出児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
23	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表61の項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る者、扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
24	子ども未来部子ども育成課 番号法別表63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請を行う者の保護者、申請に係る保証人、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
25	子ども未来部子ども育成課 番号法別表64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請者、同一世帯員、同一生計者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
26	子ども未来部子ども育成課 番号法別表65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請に係る児童	庁内連携システム	申請の都度（随時）
27	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
28	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
29	子ども未来部子ども保健課 番号法別表70の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	被措置未熟児、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
30	子ども未来部子ども育成課 番号法別表81の項	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求に係る支給要件児童、請求に係る一般受給資格者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
31	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生都度（随時）
32	都市創造部住宅課 番号法別表93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居の申込みをした者、同居しようとする者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
33	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	支援給付等の受給者、受給者であった者	庁内連携システム	事由発生都度（随時）
34	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表100の項	介護保険法による保険料の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	保険料滞納者、保険料を課せられる被保険者、申請を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
35	健康福祉部長寿介護課 番号法別表100の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	第一号被保険者、申請を行う者、被保険者、要介護被保険者、要介護被保険者を現に介護する者、その他個々の事業の対象者として市町村が認める者、居宅要支援被保険者等、利用者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
36	健康福祉部保健予防課 番号法別表105の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請に係る患者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
37	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請を行う障害者、同一世帯員、申請に係る障害児の保護者、保護者の同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
38	健康福祉部保健予防課 番号法別表126の項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
39	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表127の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	支給等に係る小学校就学前子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
40	健康福祉部障がい福祉課 条例別表第一1の項	高槻市重度障害者の医療費の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
41	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一2の項	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員、同一住所人	庁内連携システム	申請の都度（随時）
42	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一3の項	高槻市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
43	健康福祉部生活福祉支援課 条例別表第一5の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	生活に困窮する外国人であって、生活保護法の措置を受けているもの、または受けていたもの	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
44	健康福祉部長寿介護課 条例別表第一6の項	低所得者に対する訪問介護サービスの利用者負担の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
45	健康福祉部長寿介護課 条例別表第一7の項	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担の軽減に要する費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
46	健康福祉部国民健康保険課 条例別表第一7の項	国民健康保険の被保険者に対する人間ドック等に係る受診費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）

別紙3 既存住基システムの構成(令和8年1月以降)



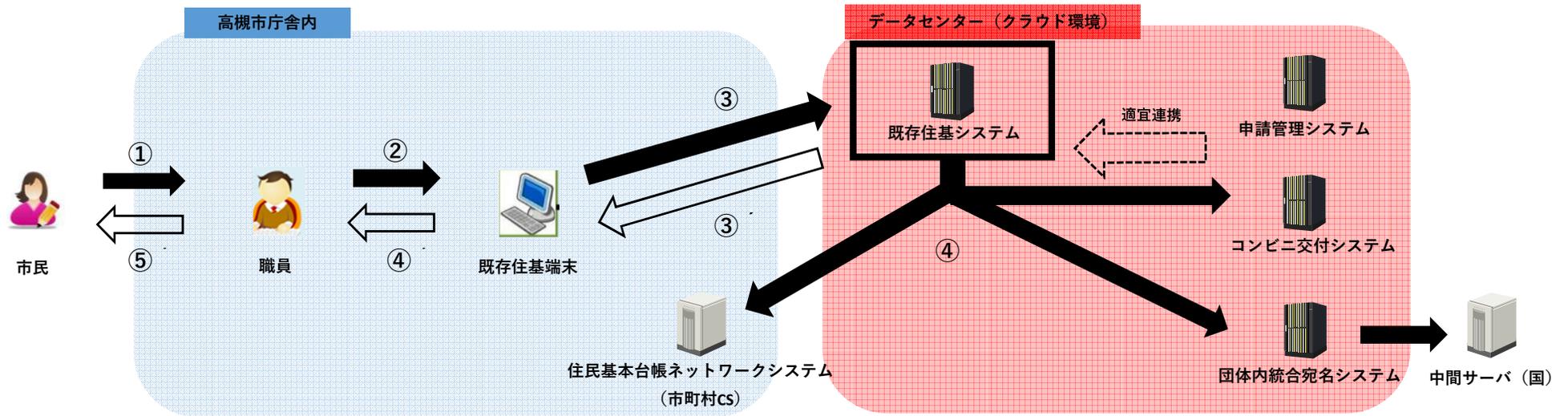


●転入・転出・転居届の流れ

- ①市民が市窓口等で本人確認を受け、異動届(転入届など)を提出する。
- ②職員が異動届を受理し、内容を既存住基端末に入力する。
- ③既存住基端末より既存住基システムへ入力データを送信する。
- ④既存住基システムより各システムへ入力データを連携する。

●住民票の写し（証明書）交付の流れ

- ①市民が市窓口等で本人確認を受け、住民票の写し等交付請求書を提出する。
- ②職員が請求書に基づき、対象者を既存住基端末で検索する。
- ③ 既存住基システムのデータベースより既存住基端末へ、対象者の住民票情報を表示する。
- ④ 既存住基端末より請求者の住民票の写しを出力する。
- ⑤ 職員が市窓口等で請求者へ住民票の写しを交付する。



●今回の主な変更点

- ・ 既存住基システムの標準化移行に伴うクラウド化
- ・ 番号法改正に伴う特定個人情報ファイル取扱いに係る根拠法令の修正

●特定個人情報（事務）における主な流れについては変更なし。